

令和5年度 市民税・県民税（住民税）税額決定・納税通知書のご案内

市民税・県民税の還付について

納付いただく普通徴収税額より、株式配当や株式譲渡に伴い源泉された市民税・県民税額が多かったため、還付額が生じています。

※ 納税通知書の2枚目右下

普通徴収税額③ < 配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額④

後日、改めて還付のご案内を差し上げます。

なお、還付金が発生しても、他の税金等に未納分があれば、そちらに充当する場合がございますのでご了承ください。

納付について

令和5年度の市民税・県民税につきましては、上記に記載のとおり、還付金が発生しております。

今回送付いたしました納税通知書によりご自身で納めていただく税額はございません。

還付額の確認方法

例を参考に、納税通知書の2枚目右下の「還付額」を確認してください。

年税額

今年度1年間に納めていただく市民税・県民税額の合計（「給与からの特別徴収税額①」、「公的年金からの特別徴収税額②」、「普通徴収税額③」の合計）

還付額の確認方法

【例】 普通徴収税額③ 50,000円
控除不足額 ④ 70,000円 の場合

（普通徴収税額 50,000円） < （控除不足額 70,000円） ※還付額 20,000円

(例)

年 税 額 (①+②+③)	50,000
給与からの特別徴収税額①	0
公的年金からの特別徴収税額②	0
普 通 徴 収 税 額③	50,000
配当割額・株式等譲渡所得割額の控除不足額④	70,000
④ の うち 充 当 額⑤	50,000
還 付 額	20,000

【問合せ・連絡先】

税務課

課税について：0778-22-3014

還付について：0778-22-3015